

株 主 各 位

千葉県香取市玉造三丁目1番5号  
**株 式 会 社 エ ヌ ア イ デ イ**  
代表取締役社長 鈴 木 清 司

## 第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時                | 平成26年6月25日（水曜日）午前11時   |
| 2. 場 所                | 千葉県香取市佐原イ525-1<br>佐原商工会議所 4階大ホール<br>（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）   |
| 3. 目 的 事 項<br>報 告 事 項 | 1. 第47期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第47期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項               |  |
| 第1号議案                 | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案                 | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案                 | 取締役1名選任の件  |
| 第4号議案                 | 監査役1名選任の件  |
| 第5号議案                 | 補欠監査役2名選任の件  |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nid.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策による株価の回復や円高の解消などにより企業収益も改善に向かうなど、緩やかに回復しつつあります。一方、海外景気は先進国などを中心に持ち直しの動きが見られるものの、中国やその他新興国経済の景気動向や欧州債務問題などにより海外景気下振れの懸念もあり、引き続きわが国の景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループの属する情報サービス業界においては、クラウドコンピューティングやスマートフォン、タブレット端末の普及拡大により、関連する分野の市場成長が期待されております。企業のIT投資も緩やかな回復基調にありますが、市場競争は激化しており、依然として厳しい状況で推移しております。

こうした状況の中、当社グループは、通信システム事業、情報システム事業、ネットワークソリューション事業の基幹3事業を中心に、市場の変化に柔軟に対応するとともに、各事業間で有機的な連携を図りながら、顧客満足度が最大となるようなサービスの提供に取り組みました。また、これら基幹事業に加えて付加価値ビジネスへも取り組み、ITを取り巻く急速な環境の変化に的確に対応するために、ITの新たな活用方法や価値の高いサービス等、独自のプロダクトやソリューションの創出を目指しております。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、情報システム事業の受注が好調に推移したことに加え、プロジェクト管理の徹底とグループ間連携強化による業務効率化に努めたこと等により、売上高16,119百万円(前期比3.8%増)、営業利益1,441百万円(同42.4%増)、経常利益1,500百万

円（同37.6%増）となりました。

また、新規事業として取り組んだ開発案件の中止に伴う特別損失の増加等がありましたが、経常利益の増加等により、当期純利益は646百万円（同10.4%増）となりました。

なお、売上高、営業利益、経常利益におきましては、過去最高を更新いたしました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### **【通信システム事業】**

当事業では、モバイル関連をはじめとする組込み関連の受注が減少いたしました。この結果、売上高は3,625百万円（前期比2.5%減）、営業利益193百万円（同3.2%増）となりました。

#### **【情報システム事業】**

当事業では、生損保、共済関連の主要顧客からの受注が増加いたしました。また、プロジェクト管理の徹底で利益面の改善を図りました。この結果、売上高は4,007百万円（同17.7%増）、営業利益583百万円（同86.0%増）となりました。

#### **【ネットワークソリューション事業】**

当事業では、運輸業や生損保等の主要顧客からの受注が安定的に推移いたしました。この結果、売上高は4,679百万円（同2.2%増）、営業利益329百万円（同7.6%増）となりました。

#### **【NID・IS】**

当事業では、システム開発の受注が増加いたしました。また、データ入力関連の受注も電力関連の顧客を中心に安定的に推移いたしました。この結果、売上高は2,650百万円（同3.9%増）、営業利益215百万円（同21.1%増）となりました。

#### **【NID・IE】**

当事業では、生損保関連の主要顧客からの受注が減少いたしました。この結果、売上高は673百万円（同9.2%減）、営業利益38百万円（同39.5%減）となりました。

### 【NID東北】

当事業では、電力関連の主要顧客からの受注が減少する中、グループ間の連携や営業の強化を図り首都圏を含めた新規顧客獲得に努めました。この結果、売上高は481百万円（同9.9%減）となりましたが、セグメント間の内部売上高が増加したことにより、営業利益49百万円（前期は44百万円の営業損失）となりました。

### 【売上高内訳】

| セグメント別              | 前連結会計年度<br>(平成25年3月期) |       | 当連結会計年度<br>(平成26年3月期) |       | 前期比増減 |      |
|---------------------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|-------|------|
|                     | 売上高                   | 構成比   | 売上高                   | 構成比   | 増減額   | 増減率  |
|                     | 百万円                   | %     | 百万円                   | %     | 百万円   | %    |
| 通信システム事業            | 3,720                 | 24.0  | 3,625                 | 22.5  | △94   | △2.5 |
| 情報システム事業            | 3,405                 | 21.9  | 4,007                 | 24.9  | 602   | 17.7 |
| ネットワーク<br>ソリューション事業 | 4,576                 | 29.5  | 4,679                 | 29.0  | 102   | 2.2  |
| NID・IS              | 2,551                 | 16.4  | 2,650                 | 16.4  | 98    | 3.9  |
| NID・IE              | 742                   | 4.8   | 673                   | 4.2   | △68   | △9.2 |
| NID東北               | 534                   | 3.4   | 481                   | 3.0   | △53   | △9.9 |
| 計                   | 15,531                | 100.0 | 16,119                | 100.0 | 587   | 3.8  |

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は60百万円でありま  
す。

その主なものは、当社における、建物附属設備23百万円、ソフトウェア  
11百万円等の設備投資であります。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当社は、平成25年6月に、日本テクト株式会社の発行済株式の29.5%を取得し、持分法適用関連会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分           | 第 44 期<br>(平成23年3月期) | 第 45 期<br>(平成24年3月期) | 第 46期<br>(平成25年3月期) | 第 47期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年3月期) |
|---------------|----------------------|----------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高         | 14,638,195           | 14,824,055           | 15,531,922          | 16,119,498                       |
| 経 常 利 益       | 994,124              | 899,332              | 1,090,400           | 1,500,287                        |
| 当 期 純 利 益     | 447,667              | 328,934              | 585,889             | 646,785                          |
| 1株当たり当期純利益(円) | 118.26               | 86.89                | 154.77              | 170.86                           |
| 総 資 産         | 10,660,906           | 11,108,738           | 11,741,699          | 12,204,957                       |
| 純 資 産         | 6,110,150            | 6,264,430            | 6,929,814           | 7,386,781                        |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                 |
|------------------|--------|----------|-------------------------|
|                  | 千円     | %        |                         |
| 株式会社 N I D ・ I S | 30,000 | 100.0    | システム開発事業、<br>情報処理サービス事業 |
| 株式会社 N I D 東北    | 30,000 | 100.0    | システム開発事業                |
| 株式会社 N I D ・ I E | 30,000 | 100.0    | システム開発事業、<br>情報処理サービス事業 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループの属する情報サービス業界におきましては、企業のIT投資は持ち直しの動きがあるものの、その成長率は低く留まっており、厳しい状況は継続するものと思われます。このような環境のもとコンピュータメーカーを交え、企業間競争は激しさを増し、他社との差別化を図ることが重要なポイントとなるものと認識しております。一方でITの進歩は著しく速く、スマートフォン、タブレット等のモバイルデバイス市場の成長、クラウドサービスへの変革の加速等、新たな市場の成長が見込まれ、ネットワーク（通信）技術力の高いベンダー企業にとっては、広範囲な需要の取り込みが可能と思われます。

このような状況において、当社グループではシステム構築における「品質と生産性」、「信頼性」、「セキュリティ」に対応できる体制作りに取り組むとともに、経営の合理化・効率化を推し進め収益力の一層の向上を図り、高付加価値企業を目指してまいります。

### (5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社3社並びに持分法適用関連会社1社を含む5社で構成されており、システム開発事業（通信システムのソフトウェア開発、情報システムのソフトウェア開発）及び情報処理サービス事業（ネットワークソリューション、データ入力、その他）を主たる業務としております。

(6) 主要な事業所（平成26年3月31日現在）

|               |         |          |
|---------------|---------|----------|
| 当 社           | 本 社     | 東京都中央区   |
|               | 埼玉営業所   | 埼玉県さいたま市 |
|               | 名古屋オフィス | 愛知県名古屋   |
| 株式会社N I D・I S | 千葉事業所   | 千葉県船橋市   |
|               | 佐原事業所   | 千葉県香取市   |
| 株式会社N I D 東北  | 本 社     | 宮城県仙台市   |
| 株式会社N I D・I E | 本 社     | 東京都新宿区   |

(注) 当社の登記上の本店所在地は、千葉県香取市玉造三丁目1番5号であります。

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門            | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|--------|-------------|
| 通信システム事業        | 253名   | 1名減         |
| 情報システム事業        | 199名   | 1名減         |
| ネットワークソリューション事業 | 397名   | 8名減         |
| その他共通部門         | 76名    | 2名減         |
| N I D・I S       | 274名   | 8名減         |
| N I D・I E       | 116名   | 6名減         |
| N I D東北         | 76名    | —           |
| 合計              | 1,391名 | 26名減        |

(注) 上記の他、パート社員が226名おります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 925名 | 12名減      | 36.4歳 | 14.3年  |

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事実はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,479,320株
- ② 発行済株式の総数 4,369,830株
- ③ 株主数 799名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名            | 持株数     | 持株比率  |
|----------------|---------|-------|
| 小森俊太郎          | 6,289百株 | 16.6% |
| 小森孝一           | 5,492百株 | 14.5% |
| エヌアイデイ従業員持株会   | 4,078百株 | 10.7% |
| 株式会社クリエートトニーワン | 2,337百株 | 6.1%  |
| 小澤忍            | 1,500百株 | 3.9%  |
| 鈴木清司           | 1,019百株 | 2.6%  |
| 一般財団法人小森文化財団   | 1,000百株 | 2.6%  |
| 馬場常雄           | 718百株   | 1.8%  |
| 菅井源太郎          | 712百株   | 1.8%  |
| 小森都子           | 605百株   | 1.5%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を584,279株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                          |
|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長    | 小森孝一  | 一般財団法人小森文化財団 代表理事                                                     |
| 代表取締役社長  | 鈴木清司  |                                                                       |
| 代表取締役専務  | 小森俊太郎 | 株式会社NID東北 代表取締役<br>株式会社NID・IS 取締役<br>株式会社NID・IE 取締役                   |
| 常務取締役    | 馬場常雄  | 管理本部長 兼 情報管理室長<br>株式会社NID・IS 代表取締役<br>株式会社NID東北 取締役<br>株式会社NID・IE 取締役 |
| 取締役      | 北雅昭   | 事業本部 部長 代表取締役<br>株式会社NID・IE 代表取締役<br>株式会社NID・IS 取締役<br>株式会社NID東北 取締役  |
| 取締役      | 田辺学   | 営業本部 部長 代表取締役<br>株式会社NID・IS 代表取締役<br>株式会社NID東北 取締役<br>株式会社NID・IE 取締役  |
| 取締役      | 下山和郎  | 経 理 部 長                                                               |
| 取締役      | 盛満敏昭  | ネットワークソリューション事業部長                                                     |
| 取締役      | 石井廣   | 通信システム事業部長                                                            |
| 常勤監査役    | 千保郁夫  |                                                                       |
| 監査役      | 菅井源太郎 | 香西林産株式会社 代表取締役                                                        |
| 監査役      | 濱田清   | 弁護<br>濱田法律事務所 代表士                                                     |

(注) 監査役菅井源太郎氏及び監査役濱田清氏は、社外監査役であります。

なお、当社は、監査役菅井源太郎氏及び監査役濱田清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額           |
|--------------------|------------|-----------------|
| 取 締 役              | 9名         | 339百万円          |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 15百万円<br>(7百万円) |
| 合 計                | 12名        | 355百万円          |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額27百万円（取締役9名分26百万円、監査役3名分0百万円（うち社外監査役2名分0百万円））。

## ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役菅井源太郎氏は、香西林産株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役濱田清氏は、濱田法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 活 動 状 況                                                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 菅井源太郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回（定例12回、臨時6回）のうち16回に、監査役会13回（定例12回、臨時1回）のうち13回に出席し、両会議において、永年にわたる経営者としての見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 |
| 監査役 濱田 清  | 当事業年度に開催された取締役会18回（定例12回、臨時6回）のうち16回に、監査役会13回（定例12回、臨時1回）のうち13回に出席し、両会議において、弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。    |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新宿監査法人
- ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 23百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23百万円 |

- (注) 1. 当社のすべての子会社につきましても新宿監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制については、内部統制システム構築の基本方針として決定しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令遵守及び企業倫理に基づいた公正な企業活動の徹底を図るべく、社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、一定の重要な意思決定を伴う事項については同委員会で審議する。
  - ② 当社グループのコンプライアンスに対する基本ポリシーを策定し、役員及び社員が主体的に法令遵守を意識して業務に取り組むよう周知・教育する。
  - ③ 組織から独立した社長直轄の監査室を設置し、当社グループの日常業務の適切性・信頼性及び効率性、法令の遵守状況等について内部監査を実施する。
  - ④ 法令に違反する行為を当社グループ社員等が発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。社外弁護士及び当社総務部を「N I Dグループホットライン」と称した通報窓口とし、ホットラインの責任者（総務部長）は、通報内容を社長及び内部統制委員会に報告する。通報は匿名でも受け付け、通報者に不利益な取扱いをしない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係る情報（議事録・稟議書・契約書等）を、法令及び社内規程に基づき、文書により保存する。
  - ② 文書の保存期間その他の管理体制については文書管理規程による。
  - ③ 監査役が求めたときは、取締役または使用人はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理全般に係る規程と対応マニュアルを制定する。
- ② 事業リスクについては「リスクプロジェクト対策委員会」を組織して、リスク発生の未然防止及びその拡大を防ぐための活動を行う。
- ③ 情報リスクについては「情報セキュリティ委員会」を組織して、施策を決定し、役員及び社員に周知・教育を行う。
- ④ 有事においては、社長を本部長とする「対策本部」が統括して危機管理にあたる。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況について監督等を行う。
- ② 業務の運営については、各事業部長が将来の事業環境を見据え中期事業計画及び各年度予算を立案し、その内容を予算委員会で審議し目標予算を設定する。また、目標予算が当初の予定通りに進捗しているか業績管理を行う。

### 5. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制委員会は、当社グループ全体の内部統制（コンプライアンス及びリスク管理を含む）を統括・推進する。
- ② 子会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程を定めて、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ③ 子会社には当社役職員を役員として派遣し、子会社の管理・監督を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項・補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、その職務を補助する監査役スタッフを置くこととし、その人事については独立性を考慮したものとし、取締役と監査役が意見交換する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、下記に定める事項を監査役に報告する。

- ① 取締役会に付議された案件
- ② 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ③ 監査室が実施した内部監査の結果
- ④ 上記のほか監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会や定例幹部会議のほか、内部統制委員会やリスクプロジェクト対策委員会等の重要な会議に出席することができ、必要に応じて取締役や使用人より報告を求めることができる。
- ② 監査役は、監査室より内部監査の結果報告を受け、または特定事項に関し調査の依頼を監査室の担当責任者に求めることができる。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行い、また顧問弁護士より随時必要な時にアドバイスを求めて、外部の専門家と連携を図る。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

経営活動の障害となる反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応し、決して妥協することなく一切の関係を遮断することを基本方針とする。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に対しては、当社管理本部総務部を対応統括部署として、組織的に毅然とした対応を行うこととし、適宜弁護士と協議できる体制も構築している。

社員への周知、教育面では、反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応することを行動基準の1つに設け、社員はこの行動基準を社員証と併せて携帯しており、全社員向けeラーニングや新入社員研修、階層別研修においても徹底を図っている。

## 10. 財務報告の適正性を確保するための体制

① 企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施状況の設定（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

② 組織から独立した代表取締役社長が直轄する監査室が、内部統制の運用状況の有効性について定期的・継続的に評価を行っている。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                   | 負 債 の 部              |                   |
|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                  | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>8,998,317</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,136,215</b>  |
| 現金及び預金               | 6,090,723         | 買掛金                  | 346,744           |
| 受取手形及び売掛金            | 2,161,064         | 未払金                  | 366,397           |
| 有価証券                 | 1,040             | 未払費用                 | 116,696           |
| 仕掛品                  | 177,820           | 未払法人税等               | 253,701           |
| 未収入金                 | 96,697            | 未払消費税等               | 123,483           |
| 繰延税金資産               | 382,838           | 賞与引当金                | 864,191           |
| その他                  | 88,131            | その他                  | 65,001            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>3,206,640</b>  | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,681,960</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>242,189</b>    | 退職給付に係る負債            | 2,161,036         |
| 建物及び構築物              | 142,860           | 役員退職慰労引当金            | 439,300           |
| その他                  | 99,329            | 資産除去債務               | 36,969            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>152,526</b>    | その他                  | 44,654            |
| ソフトウェア               | 126,564           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>4,818,176</b>  |
| その他                  | 25,962            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>2,811,924</b>  | <b>株 主 資 本</b>       | <b>7,210,700</b>  |
| 投資有価証券               | 1,660,171         | 資本金                  | 653,352           |
| 繰延税金資産               | 803,623           | 資本剰余金                | 488,675           |
| 差入保証金                | 257,822           | 利益剰余金                | 7,295,103         |
| その他                  | 90,307            | 自己株式                 | △1,226,430        |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>12,204,957</b> | その他の包括利益累計額          | 176,081           |
|                      |                   | その他有価証券評価差額金         | 157,703           |
|                      |                   | 退職給付に係る調整累計額         | 18,377            |
|                      |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>7,386,781</b>  |
|                      |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>12,204,957</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 額          |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 16,119,498 |
| 売上原価         |         | 12,898,825 |
| 売上総利益        |         | 3,220,673  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,779,404  |
| 営業利益         |         | 1,441,268  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 76      |            |
| 受取配当金        | 36,251  |            |
| 保険事務手数料      | 4,813   |            |
| 受取保険金        | 4,469   |            |
| 持分法による投資利益   | 1,629   |            |
| 投資事業組合運用益    | 28,938  |            |
| 助成金収入        | 7,081   |            |
| その他          | 1,678   | 84,938     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 1,462   |            |
| 投資事業組合管理料    | 2,980   |            |
| 出資金運用損       | 18,385  |            |
| 租税公課         | 2,984   |            |
| その他          | 106     | 25,919     |
| 経常利益         |         | 1,500,287  |
| 特別利益         |         |            |
| 投資有価証券売却益    | 26,517  |            |
| 差入保証金等返還益    | 38,679  | 65,196     |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産売却損      | 16,828  |            |
| 固定資産除却損      | 5,537   |            |
| 契約解除損失       | 436,492 |            |
| 特別退職金        | 29,001  |            |
| その他          | 911     | 488,771    |
| 税金等調整前当期純利益  |         | 1,076,712  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 415,165 |            |
| 法人税等調整額      | 14,761  | 429,926    |
| 当期純利益        |         | 646,785    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株主資本    |         |           |            |           |
|---------------------------|---------|---------|-----------|------------|-----------|
|                           | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式       | 株主資本合計    |
| 当期首残高                     | 653,352 | 488,675 | 6,818,669 | △1,226,363 | 6,734,333 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |         |           |            |           |
| 剰余金の配当                    |         |         | △170,351  |            | △170,351  |
| 当期純利益                     |         |         | 646,785   |            | 646,785   |
| 自己株式の取得                   |         |         |           | △67        | △67       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |         |           |            |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | —       | 476,434   | △67        | 476,367   |
| 当期末残高                     | 653,352 | 488,675 | 7,295,103 | △1,226,430 | 7,210,700 |

|                           | その他の包括利益累計額  |              |               | 純資産合計     |
|---------------------------|--------------|--------------|---------------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当期首残高                     | 195,481      | —            | 195,481       | 6,929,814 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |              |               |           |
| 剰余金の配当                    |              |              |               | △170,351  |
| 当期純利益                     |              |              |               | 646,785   |
| 自己株式の取得                   |              |              |               | △67       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △37,778      | 18,377       | △19,400       | △19,400   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △37,778      | 18,377       | △19,400       | 456,966   |
| 当期末残高                     | 157,703      | 18,377       | 176,081       | 7,386,781 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社N I D・I S  
株式会社N I D東北  
株式会社N I D・I E

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 U F 15M有限責任事業組合
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、規模が小さく、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 1社
- ・会社の名称 日本テクト株式会社  
なお、日本テクト株式会社については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社及び関連会社の数 2社
- ・会社の名称 U F 15M有限責任事業組合  
北京拿宝環球文化交流有限公司
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 3年から47年 |
| 車両運搬具及び   |         |
| 工具、器具及び備品 | 2年から20年 |

###### ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

- ・市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効期間(3年以内)に基づく均等配分額のいずれか大きい金額を計上しております。
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

###### ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の金額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を適用しております。（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）これにより、退職給付債務の金額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末のその他の包括利益累計額が18,377千円増加しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

- |                              |           |
|------------------------------|-----------|
| (1) 資産から直接控除した受注損失引当金<br>仕掛品 | 6,635千円   |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額           | 236,592千円 |

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 4,369,830株    | 一株           | 一株           | 4,369,830株   |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 584,237株      | 42株          | 一株           | 584,279株     |

(注)自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-----------|----------|----------------|----------------|
| 平成25年<br>6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 170,351千円 | 45円      | 平成25年<br>3月31日 | 平成25年<br>6月27日 |

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                     | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-----------|----------|----------------|----------------|
| 平成26年<br>6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 170,349千円 | 45円      | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月26日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備投資資金等を自己資金で賄っておりますが、必要に応じて短期の運転資金等を銀行借入により調達しております。一時的な余資は流動性及び安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブはリスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針としております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、投資信託及び出資金等であり、事業推進目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日となっております。借入金は、主に短期の運転資金の調達によるもので、借入期間はすべて3か月以内であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に基づき、営業債権については、主要な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの支払期日や債権残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により貸倒リスクの軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、本社経理部門統括の下、各社にて資金繰計画を適時作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

|                      | 連結貸借対照表<br>計上額(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|----------------------|--------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金           | 6,090,723          | 6,090,723 | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金        | 2,161,064          | 2,161,064 | —      |
| (3) 有価証券及び<br>投資有価証券 | 1,452,443          | 1,452,443 | —      |
| 資産計                  | 9,704,231          | 9,704,231 | —      |
| (1) 買掛金              | 346,744            | 346,744   | —      |
| (2) 未払金              | 366,397            | 366,397   | —      |
| (3) 未払法人税等           | 253,701            | 253,701   | —      |
| 負債計                  | 966,843            | 966,843   | —      |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 208,768         |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金            | 6,090,723    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形及び売掛金         | 2,161,064    | —                   | —                    | —            |
| 有価証券及び投資有価証券      |              |                     |                      |              |
| その他有価証券のうち満期があるもの |              |                     |                      |              |
| (1) 国債・地方債等       | —            | —                   | —                    | —            |
| (2) その他           | —            | 102,698             | —                    | —            |
| 合計                | 8,251,788    | 102,698             | —                    | —            |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,951円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 170円86銭   |

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部              |                   |
|------------------------|------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>6,083,978</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,728,555</b>  |
| 現金及び預金                 | 3,789,474        | 買掛金                  | 435,555           |
| 受取手形                   | 8,668            | 未払金                  | 223,768           |
| 売掛金                    | 1,688,024        | 未払費用                 | 87,393            |
| 有価証券                   | 1,040            | 未払法人税等               | 194,606           |
| 仕掛品                    | 155,522          | 未払消費税等               | 92,101            |
| 未収入金                   | 95,728           | 預り金                  | 44,293            |
| 前払費用                   | 44,565           | 賞与引当金                | 647,181           |
| 繰延税金資産                 | 287,109          | その他                  | 3,655             |
| その他                    | 13,844           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,245,281</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,600,385</b> | 退職給付引当金              | 1,796,177         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>199,586</b>   | 役員退職慰労引当金            | 433,500           |
| 建物                     | 116,398          | 資産除去債務               | 11,789            |
| その他                    | 83,188           | その他                  | 3,814             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>128,393</b>   | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,973,836</b>  |
| ソフトウェア                 | 108,112          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| その他                    | 20,280           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>4,604,094</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,272,405</b> | 資本金                  | 653,352           |
| 投資有価証券                 | 1,128,352        | 資本剰余金                | 488,675           |
| 関係会社株式                 | 267,819          | 資本準備金                | 488,675           |
| 長期繰延税金資産               | 677,236          | 利益剰余金                | 4,688,497         |
| 差入保証金                  | 112,647          | 利益準備金                | 29,095            |
| ゴルフ会員権                 | 10,920           | その他利益剰余金             | 4,659,402         |
| 保険積立金                  | 72,018           | 別途積立金                | 810,000           |
| その他                    | 3,411            | 繰越利益剰余金              | 3,849,402         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>8,684,364</b> | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△1,226,430</b> |
|                        |                  | 評価・換算差額等             | 106,433           |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金         | 106,433           |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>4,710,527</b>  |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>8,684,364</b>  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額          |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 13,385,208 |
| 売 上 原 価                 |         | 10,767,378 |
| 売 上 総 利 益               |         | 2,617,830  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,424,845  |
| 営 業 利 益                 |         | 1,192,985  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 17      |            |
| 有 価 証 券 利 息             | 54      |            |
| 受 取 配 当 金               | 27,001  |            |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益       | 28,938  |            |
| 保 険 事 務 手 数 料           | 4,602   |            |
| 受 取 保 険 金               | 2,881   |            |
| そ の 他                   | 5,088   | 68,584     |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 739     |            |
| 投 資 事 業 組 合 管 理 料       | 2,980   |            |
| 租 税 公 課                 | 2,984   |            |
| そ の 他                   | 99      | 6,804      |
| 経 常 利 益                 |         | 1,254,765  |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 26,517  |            |
| 差 入 保 証 金 等 返 還 益       | 38,679  | 65,196     |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 16,812  |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 6,019   |            |
| 契 約 解 除 損 失             | 436,492 |            |
| 特 別 退 職 金               | 29,001  |            |
| そ の 他                   | 911     | 489,237    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 830,724    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 330,298 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △4,448  | 325,849    |
| 当 期 純 利 益               |         | 504,874    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                                     | 株主資本    |         |             |             |             |           |         |
|-----------------------------------------------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|-----------|---------|
|                                                     | 資本金     | 資本剰余金   |             |             | 利益剰余金       |           |         |
|                                                     |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | 利益剰余金<br>合計 | その他利益剰余金    |           |         |
|                                                     |         |         |             |             | 繰越利益<br>剰余金 | 繰上<br>入金  | 別<br>積立 |
| 当 期 首 残 高                                           | 653,352 | 488,675 | 488,675     | 29,095      | 810,000     | 3,514,879 |         |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                                   |         |         |             |             |             |           |         |
| 剰 余 金 の 配 当                                         |         |         |             |             |             | △170,351  |         |
| 当 期 純 利 益                                           |         |         |             |             |             | 504,874   |         |
| 自 己 株 式 の 取 得                                       |         |         |             |             |             |           |         |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |         |             |             |             |           |         |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                               | －       | －       | －           | －           | －           | 334,522   |         |
| 当 期 末 残 高                                           | 653,352 | 488,675 | 488,675     | 29,095      | 810,000     | 3,849,402 |         |

|                                                     | 株主資本      |            |                | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-----------------------------------------------------|-----------|------------|----------------|------------------|----------------|-----------|
|                                                     | 利益剰余金     | 自 己 株 式    | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
|                                                     | 利益剰余金合計   |            |                |                  |                |           |
| 当 期 首 残 高                                           | 4,353,974 | △1,226,363 | 4,269,638      | 116,046          | 116,046        | 4,385,684 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                                   |           |            |                |                  |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当                                         | △170,351  |            | △170,351       |                  |                | △170,351  |
| 当 期 純 利 益                                           | 504,874   |            | 504,874        |                  |                | 504,874   |
| 自 己 株 式 の 取 得                                       |           | △67        | △67            |                  |                | △67       |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |           |            |                | △9,612           | △9,612         | △9,612    |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                               | 334,522   | △67        | 334,455        | △9,612           | △9,612         | 324,843   |
| 当 期 末 残 高                                           | 4,688,497 | △1,226,430 | 4,604,094      | 106,433          | 106,433        | 4,710,527 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                    |                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ① 関係会社株式           | 移動平均法による原価法                                                       |
| ② その他有価証券          |                                                                   |
| ・時価のあるもの           | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、<br>売却原価は移動平均法により算定) |
| ・時価のないもの           | 移動平均法による原価法                                                       |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 |                                                                   |
| ・仕掛品               | 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益<br>性の低下による簿価切下げの方法により算<br>定)                 |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                                     |                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く)              | 定率法によっております。ただし、平成10年<br>4月1日以降に取得した建物(建物附属設備<br>を除く)については定額法によっておりま<br>す。なお、主な耐用年数は次のとおりであ<br>ります。<br>建物及び構築物 6年から47年<br>車両運搬具及び<br>工具、器具及び備品 2年から15年 |
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く)              |                                                                                                                                                        |
| ・市場販売目的のソフト<br>ウェア                  | 見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効<br>期間(3年以内)に基づく均等配分額のい<br>ずれか大きい金額を計上しております。                                                                                      |
| ・自社利用のソフトウェア                        | 社内における利用可能期間(5年)に基づ<br>く定額法によっております。                                                                                                                   |
| ・その他の無形固定資産                         | 定額法によっております。                                                                                                                                           |
| ③ リース資産                             |                                                                                                                                                        |
| ・所有権移転外ファイナ<br>ンス・リース取引に係る<br>リース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零<br>とする定額法を採用しております。<br>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取<br>引のうち、リース取引開始日が平成20年3月<br>31日以前のリース取引については、通常<br>の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理<br>によっております。   |

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務に基づき計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）
- ・その他の工事  
工事完成基準

### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「受取手形」「前払費用」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「受取手形」は2,549千円、「前払費用」は30,128千円であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 149,641千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 6,852千円
  - ② 短期金銭債務 175,503千円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 2,567千円
- ② 外注費 1,770,370千円
- ③ その他の営業取引高 38,851千円
- ④ 営業取引以外の取引高 4,174千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 584,237株    | 42株        | 一株         | 584,279株   |

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産（流動）   |           |
| 賞与引当金        | 230,655千円 |
| 社会保険料損金不算入   | 31,146千円  |
| 未払事業税        | 11,670千円  |
| その他          | 13,636千円  |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 287,109千円 |
| 繰延税金資産（固定）   |           |
| 退職給付引当金      | 640,157千円 |
| 役員退職慰労引当金    | 154,499千円 |
| その他          | 35,040千円  |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 829,697千円 |
| 評価性引当額       | △74,253千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 755,444千円 |
| 繰延税金負債（固定）   |           |
| その他有価証券評価差額金 | 78,208千円  |
| 繰延税金負債（固定）小計 | 78,208千円  |
| 繰延税金資産純額     | 964,345千円 |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,092千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

| 種 類 | 会社等の名称              | 資本金又は出資金<br>(千円) | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引内容             | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-----|---------------------|------------------|------------------------------------|---------------|------------------|--------------|-----|-----------------|
| 子会社 | 株式会社<br>N I D ・ I S | 30,000           | 所有<br>直接100.0%                     | 役員の兼任         | プログラム<br>開 発 委 託 | 887,531      | 買掛金 | 88,750          |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉・協議の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,244円34銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 133円37銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

株式会社エヌアイデイ  
取締役会 御中

### 新宿監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 中 信 行 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 遠 藤 修 介 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌアイデイの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌアイデイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

株式会社エヌアイデイ

取締役会 御中

### 新宿監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 中 信 行 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 遠 藤 修 介 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌアイデイの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月14日

株式会社エヌアイデイ 監査役会

常勤監査役 千 保 郁 夫 ㊟

社外監査役 菅 井 源 太 郎 ㊟

社外監査役 濱 田 清 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主への利益還元を行うことを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、更なる経営基盤の強化、積極的な事業展開、組織・運営効率の向上、及び財務体質の強化を図りつつ、各期の業績、将来の事業展開、配当性向等を勘案しながら、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

上記に基づき、第47期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、170,349,795円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、広く適切な人材を得られるよう、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第28条（社外取締役の責任限定契約）及び第36条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

なお定款第28条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、現行定款第29条及び第30条を変更するものであります。

(3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款            | 変 更 案                                                                                                                                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)               | (社外取締役の責任限定契約)<br>第28条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |
| (員数)<br>第28条（条文省略） | (員数)<br>第29条（現行どおり）                                                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)<br/> 第29条 (条文省略)<br/> 2 (条文省略)<br/> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)<br/> 第30条 (条文省略)<br/> 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条～第37条 (条文省略)</p> | <p>(選任方法)<br/> 第30条 (現行どおり)<br/> 2 (現行どおり)<br/> 3 <u>当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u><br/> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)<br/> 第31条 (現行どおり)<br/> 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)<br/> (社外監査役の責任限定契約)<br/> 第36条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| はま だ きよし<br>濱 田 清<br>(昭和13年8月5日生) | 昭和36年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行<br>昭和59年3月 同行退社<br>昭和61年4月 司法修習終了、弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>濱田法律事務所代表(現任)<br>平成15年6月 当社監査役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 濱田清氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 濱田清氏は、社外取締役候補者であります。
4. 濱田清氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
5. 濱田清氏は、現在当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって当社の監査役を辞任する予定であります。なお、同氏の当社での社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
6. 濱田清氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役濱田清氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 石引庄一<br>(昭和32年4月10日生) | 昭和55年4月 建設省入省<br>平成15年6月 佐原市助役就任<br>平成18年3月 佐原市助役退任<br>平成18年3月 国土交通省勤務<br>平成25年4月 国土交通省退職 | 一株         |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石引庄一氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 石引庄一氏は、社外監査役候補者であります。
4. 石引庄一氏を社外監査役候補者とした理由は、一般株主の利益保護の観点から独立性の高い意見を期待し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は、石引庄一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開始の時をもって、平成25年6月26日開催の第46期定時株主総会において補欠監査役に選任された鈴衛哲雄氏及び石井慎一氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

候補者鈴衛哲雄氏は、常勤監査役千保郁夫氏の補欠として、候補者石井慎一氏は、社外監査役菅井源太郎氏及び「第4号議案 監査役1名選任の件」が承認可決されることを条件として選任される社外監査役候補者石引庄一氏の補欠として選任するものとします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合には、本議案による選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

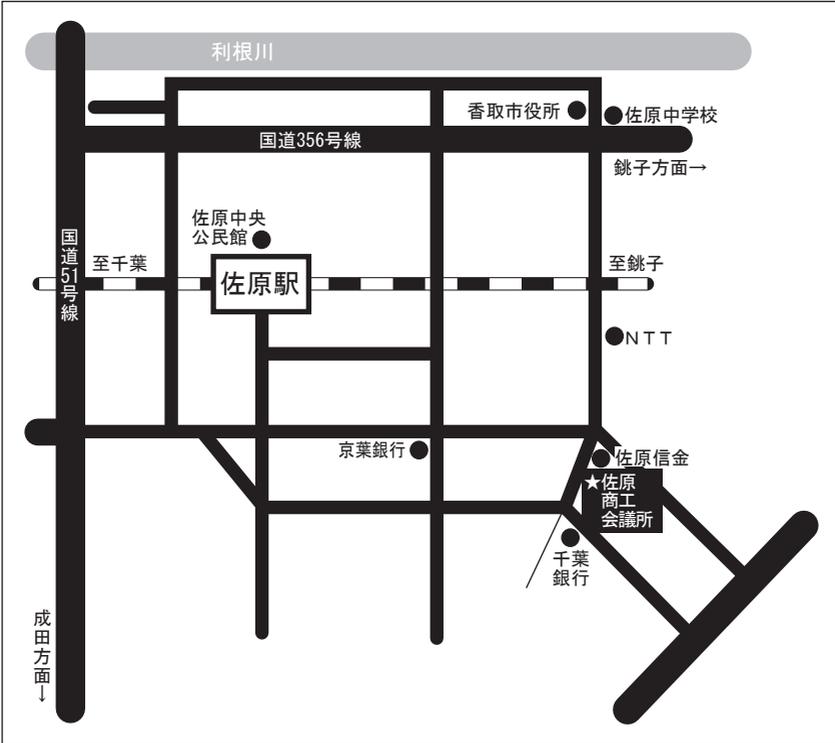
| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | すず え 哲 お 雄<br>(昭和24年1月25日生)             | 昭和57年3月 松下システムエンジニアリング株式会社(現株式会社NTTデータMSE)入社<br>平成15年4月 同社代表取締役専務<br>平成17年3月 同社退社<br>平成17年4月 当社入社 企画室技術顧問<br>平成17年6月 当社情報システム事業部長<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成22年4月 当社事業本部 副本部長<br>平成26年4月 当社顧問(現任) | 5,500株         |
| 2         | いし い しん いち<br>石 井 慎 一<br>(昭和41年11月20日生) | 平成6年4月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>清水法律事務所入所<br>平成11年4月 双葉法律事務所入所(千葉県弁護士会)<br>平成18年2月 石井法律事務所開設<br>現在に至る                                                                                                 | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石井慎一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 石井慎一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 千葉県香取市佐原イ525-1  
佐原商工会議所 4階大ホール  
電話 0478-54-2244



交通 JR成田線 佐原駅から徒歩10分